

各部（局）長 様

企画財政部長  
（財政課）

## 平成23年度予算編成方針（依命通達）

### 1 予算編成の基本方針

わが国の経済は、景気の持ち直しがみられたものの、このところ足踏み状態となっており、また依然として失業率が高水準にあるなど雇用情勢の悪化や、デフレ・急激な円高の進行などの先行き不安により、景気が下押しされるリスクが強まっており、非常に不透明な状況に置かれている。

国においては、「新成長戦略」、さらには「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」に基づき、経済対策を進めているが、参議院議員通常選挙において、いわゆる「衆参ねじれ」状態となったことから、今後その動向を十分注視していく必要がある。一方、年金や医療、介護など、社会保障制度の改革が進められているが、保障と負担などの具体的内容や財政面の安定性など、制度のあり方が明確に示されていない状況にある。

このような中で地方財政は、税制の抜本改革、一括交付金制度などの提唱がなされるとともに、地方税収の減少や、地方交付税において、財務省が地方財政計画が過大である旨指摘していることからその先行きが不透明な情勢となっており、予断を許さない状況にある。さらに、少子高齢化の進展等を背景に社会保障関連経費などの財政需要が増大し、これまでと同様に財源不足が強く懸念される場所である。

また、今後の地方財政運営にあたっては、地域主権の提唱により、自己決定・自己責任のもと、簡素で効率的な行財政システムの構築と、地方公共団体の財政健全化に関する法律の施行により、徹底した情報開示のもと、自主的な改善努力による財政の健全化が強く求められている状況にある。

当市の財政状況については、歳入の根幹である市税において人口の停滞、所得の減少、高齢化による納税者数の減少により、個人市民税が漸減傾向となることが想定されるが、企業等の進出による影響も見込まれることから、現段階においては当初予算比で増額を見込んでいる。

一方、歳出においては職員数の減により人件費が減少するものの、高齢福祉、障がい福祉、児童福祉、生活保護などの扶助費のほか、医療関係経費の増加が見込まれるうえ、新総合計画の推進計画において要求されている公共施設整備などの増加財政需要が見込まれている。

しかし、このような財政環境においても、新総合計画での重点プロジェクトの推進に向け、施策・事業の実施に努めていかなければならない。

そのため、平成23年度の予算編成にあたっては、次の基本的事項・個別事

項を徹底するとともに、各部局においては主体的な事業の見直しと優先順位付けによる選択と重点化、行財政運営の創意工夫を行うとともに、市税などの収納率の向上に積極的に取り組むほか、利用できる制度の洗い出しを行うことにより安定的な財源を確保し、市民福祉の向上と、より一層の財政の健全化に努めるものとする。

## 2 予算編成の基本的事項

予算要求にあたっては、平成23年度が「北広島市新総合計画」の初年度であることを念頭に要求すること。

### 1) 平成23年度当初予算編成における一般財源の見通しについて

平成23年度の一般財源は、現時点における平成22年度決算見込みの状況及び国における概算要求などを踏まえ、総額として当初予算と比べ、微増になるものと推計した。

今後、税制改正や地方交付税など国の予算編成の動向等により予算編成過程において調整していくものとする。

### 2) 総合計画・推進計画（H23年度～H25年度）について

平成23年度は、新しい北広島市総合計画・推進計画の初年度となることから、今後3カ年を見据えた中で、推進計画の着実な実行を図るとともに、最小経費で目的達成に努めること。

政策経費の予算要求においては、推進計画における要求事業とし、事業費においてはさらに十分な精査の上、必要最小限の要求とすること。また、推進計画外の事業については認めないので、留意すること。

### 3) 市長マニフェストについて

市長マニフェストに掲げた事業については、推進計画との整合を図りながら、その実施年度、内容に十分留意して要求を行うこと。

### 4) 財政の健全化について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に施行されたことに伴い、平成20年度の決算から健全化判断比率が早期健全化基準以上となった場合には、財政健全化・再生計画の策定及び実施状況の公表が義務付けられることとなった。

当市における健全化判断比率は、平成19年度から21年度決算において、早期健全化基準を下回る状況となっているが、決算の状況から見ると毎年実質収支は黒字を確保しているものの、基金からの取り崩しを行いながら財政収支の均衡を図っている状況にある。今後とも財政の健全性を維持するために、下記内容に留意し歳入・歳出の両面から財政の健全化に向けた取り組みを行うこととする。

- ・ 厳しい財政状況においても質の高い市民サービスを提供するため、市税などについても収納率向上対策を講じるなど、積極的な収入確保に努めること。

・ 公有財産の処分等の活用を積極的に図ること。

#### 5) 行財政構造改革・実行計画の推進

行財政構造改革・実行計画に位置づけられている内容を着実に推進するとともに、実施した場合にはその効果の検証を行い、要求に反映させること。

内部、外部の事務事業評価の結果を踏まえ、費用対効果の再検証を行うとともに、それに基づいて改善・重点化等を図ること。

また、新たな歳出経費が生じる場合には、その他の経費の削減や事業のスクラップアンドビルドにより対応することを基本とすること。

#### 6) 予算の編成と財源の配分について

前述のとおり、一般財源については大きく増加を見込むことは難しいことから、多様な市民需要のすべてに対応することは厳しい状況にある。

このことから、各部局においては国の動向等についてより詳細な情報収集を行うとともに、業務内容、事業の必要性や費用対効果を聖域なく再検討し、踏み込んだ予算の見直しを行うものとする。

なお、国等の動向が不透明であることから、今年度においても昨年度同様、すべての経費を一件査定することにより予算編成を行うものとする。

また、インセンティブ制度による奨励金の付与については、提出された報告書を審査のうえ、付与額を決定して別途通知するので、充当事業については、その旨を明記して予算要求するとともに別に定める調書により報告するものとする。

#### 7) 市民参加・市民協働について

市民参加条例に沿い、自立した地域運営を行うためには、市民と情報の共有化を図りながら「市民と共に考え、共に行動する」ことが一層求められており、行政に関する情報公開はもとより様々な施策、事業に関しての市民意見の集約や市民の参加機会の拡大に配慮すること。

なお、平成22年度予算編成から当初予算の作成については市民参加条例に基づくパブリックコメントを行っているが、今年度については推進計画のパブリックコメントと整合性を図りながら実施することとしている。

#### 8) 予算要求・執行に関するマネジメントの強化について

各部課長は、所管する各事業・経費の予算要求にあたっては、推進計画との整合性や事業内容について部課内で十分検討を行い、事業費についても精査のうえ、要求すること。なお、他部局や関連機関と連携する事業についても、十分協議を行い、予算執行に向け支障のないよう留意すること。

### 3 予算編成にあたっての個別事項

#### 1) 徹底したコストの見直し

##### ① 一般的経費

経費については従前から見直しを実施しているが、管理施設や行政サービスの客体が着実に増加している。コスト意識を高めるとともに経費全般につ

いてなお一層の削減に取り組むこと。

なお、光熱水費や燃料費は、原油価格の高騰や環境への負荷低減のため省エネルギー対策を推進する必要があることから、室温管理等により一層の節約を図るとともに、施設改修時にあわせ環境の負荷にも配慮した暖房方式（個別暖房など）の比較検討を行うこと。また、電気料については、特別高圧・高圧電流について自由化が図られたところであり、入札等も含めて検討を行うこと。

## ②委託費

施設管理委託等は、管理水準や業務内容を継続的に見直すとともに、保守等同種の委託業務にあつては、統合するなど経費の削減を図ること。

また、長期継続契約の更新にあつては実績、業務内容及び期間について十分再検討し、経費の節減を図ること。

## ③指定管理者制度

指定管理者による管理施設については、制度の趣旨を踏まえ経費の節減とともに住民サービスの向上を図ること。

## 2) 経常的経費の抑制

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成21年度決算においては、92.2%（臨時財政対策債を除くと98.7%）となり、財政が硬直化している状況にある。今後とも健全な財政運営を維持するためには、経常的な経費であっても制度の根本にまで踏み込むなど、抜本的な見直しを図ること。特に扶助費関係経費については、市民ニーズや新しい制度の創設など社会経済情勢等の変化により、目的、必要性、効果が薄れたものについては、廃止、縮小を行うなど積極的に見直しを行うこと。

## 3) 補助金交付金及び負担金

補助金等の交付にあつて、「補助金等交付基準」を平成20年に定めたところであり、これらの内容と事務事業評価等を踏まえ、補助対象経費及び補助率等の見直し、廃止・縮小・統合を含めた検討を行うこと。

また、新規補助金については、交付基準の定めにより終期の定めのないものは認めないので留意すること。

## 4) 特別会計、企業会計の自立性・健全性の確保

特別会計への繰出金の増加による一般会計の硬直化を防ぐため、経営の一層の効率化と健全経営の維持に最大限取り組むとともに、独立採算の原則を踏まえ、受益と負担の適正化に努め、一般会計からの繰入金を可能な限り抑制すること。

## 5) 議会審議、監査委員の指摘事項への対応

議会審議（決算委員会等の委員会審議も含む。）、監査委員からの指摘事項などについては、各部等において検討・整理を行い、必要と思われる事項に

については予算要求に反映させること。

特に、平成21年度決算においてどのような理由により不用額を生じているかを詳細に分析し、適正な予算計上となるよう経費の精査を行うこと。

#### 6) 財源の確保

各種事業の実施にあたっては、国、道及びその他の補助制度を踏まえ積極的に財源確保に努めること。

なお、国においては、既存の事業の見直しや、新規事業の創設が想定されることから、国の予算編成や制度改正の動向に十分注意を払い、その影響について迅速に情報を把握して的確に見積もることとすること。なお、予算要求後の制度改正等については、編成過程の中で対応を図ることとする。

道においては、実質公債費比率の上昇により早期健全化団体となる見込みもあることから、財政再建に向け道債残高の圧縮を図るため、公共事業費の削減や人件費をはじめとする歳出削減に取り組んでおり、市への影響も想定される。補助金の廃止削減など制度の見直しが実施される事業については、事業の廃止・縮小により対処することとし、安易に市がその肩代わりをすることは厳に慎むこと。

その他公有財産、物品、印刷物、ホームページ等を有効に活用して広告事業を行うなどの自主財源の確保や、市町村振興協会や地域活性化センターなど、各種補助制度を積極的に導入すること。

#### 7) 市債の発行

財政健全化法の施行に伴い、財政の健全性がさらに求められている。当市では、平成21年度に公的資金の補償金免除繰上償還を行った際の計画として、平成25年度末の市債残高については一定の抑制がかかっている。また、臨時財政対策債の発行額については、総務省の概算要求にもあるとおり今後も増える傾向にあるほか、今後の大型事業での起債発行が想定される。一方、計画的に財源の確保を図るという点から、後年度負担を考慮しながら、発行額については原則当該年度の起債償還額を踏まえて過大とならないようにする。

なお、住民参加型市場公募債（ミニ公募債）については、平成19年度から発行してきたところであるが、「市民参加・市民との協働」の推進及び資金調達の多様化を図る観点から引き続き発行を行う予定である。

#### 8) 基金の活用

これまで一般財源不足から、財源対策として公共施設の営繕や義務教育施設整備、公債費の償還、福祉施策等に基金を充当してきたところであるが、基金残高が減少しており、必要最小限の基金の活用となるので予め留意すること。

また、基金の状況から、今後の事業の在り方についても十分検討し、見直しを行うこと。

さらに、基金の繰替運用についても、基金残高の減少に伴い支障が生じてくることが想定されるので、年間の資金需要については特に留意するとともに、早期の歳入確保に努めること。

#### 4 予算編成日程

- ・ 予算編成方針庁議付議 11月15日（月）
- ・ 予算編成方針・要領説明会 11月16日（火）
- ・ 予算要求提出期限 12月 3日（金）  
提出期限後は、財務会計システムは要求段階から査定段階へ移行し、それ以後は要求作業等ができなくなるので留意すること。
- ・ パブリックコメント開始 12月15日（予定）
- ・ 経常経費（経常分）示達 12月 下旬（予定）
- ・ 予算（案）示達 2月 月上旬（予定）

編成日程については、国の予算編成の動向や定例会（12月、3月）等により変更となる場合があります。また、国の制度改革の動向によっては一度内示した予算を変更する場合があります。予算要求書提出後に国の制度改革等により予算要求の内容を変更しなければならない場合には、速やかに財政課と協議してください。内示については、その都度各部等に通知するとともに、日程調整を行います。時間的余裕が取れない場合もありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

予算編成期間は、22年度補正予算及び22年度地方債最終変更事務等と重なるため、これらの準備についても特段の配慮をお願いします。